

## クリニック向け案内ロボット ATOI レンタルサービス利用規約

## 第1条(総則)

- 1.本規約は、株式会社USEN-ALMEX(以下、「当社」といいます。)から、「クリニック向け案内ロボット ATOI」のレンタルサービス(以下、「本サービス」といいます。)の提供を受ける法人または個人事業主(以下、「契約者」といいます。)に対して適用される条件等を定めるものです。契約者は、本規約(別紙を含みます。)の内容を確認し、その内容を承諾したうえで「クリニック向け案内ロボット ATOI」をレンタルし、利用するものとします。なお、関連する取扱説明書および注意事項等としてあらかじめ当社が契約者に提示した情報も、本規約の一部を構成するものとします。
- 2.当社は、いつでも本規約を変更できるものとします。ただし、この場合、当社は、本規約を変更する旨と変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、当社から契約者に別途提供する ATOI 管理サイトに掲載するものとします。契約者が、本規約の変更の効力発生日後に本製品を利用した場合、当該契約者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

## 第2条(定義)

本規約に定める用語の定義は、以下の通りとします。

- (1)「本製品」とは、「クリニック向け案内ロボット ATOI」の機体本体部分(ハードウェア)をいいます。
- (2)「本ソフトウェア」とは、当社によって開発され、本製品に組み込まれた、自律走行および運転機能(これに関連する通信機能および各種表示機能を持つプログラム等を含みます。)をコントロールするソフトウェアおよび当社が提供するクラウドサービスをいいます。当社は、契約者の申込み内容に基づき、クラウドサービスを使用して本製品に契約者情報を紐づけ、本製品を動作可能な状態に設定します。
- (3)「接続システム」とは、本製品と接続することができるデジタルサイネージ、予約システム、問診システムなどのシステムをいいます。当社は、契約者が他社から直接購入した接続システムを確認し、本製品との接続作業のみを行います。
- (4)「付属品」とは、当社が本製品と共に提供する本製品以外の商品の全てをいいます。
- (5)「消耗品」とは、付属品のうち、使用頻度に応じて交換が必要になる商品をいいます。
- (6)「保守サポート」とは、本製品の故障時の保守対応、無償交換品提供、有償交換品提供、有償修理、問い合わせ対応および本ソフトウェアの利用に関するサポートをいいます。

## 第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、以下の通りです。

- (1) 本製品のレンタルサービス  
対象となる本製品および付属品の一覧は、別紙で規定します。
- (2) 本ソフトウェアの利用に必要なライセンスの提供
- (3) 保守サポート

## 第4条(契約の申込および成立)

- 1.本サービスの利用を希望する者(以下、「申込者」といいます。)は、本規約の内容に同意のうえで、当社に当社所定の申込書を提出することにより、本サービスの利用申込を行うものとします。
- 2.申込者による申込後、当社が当該申込を承諾したときに、申込書記載の申込日に遡って本サービスの利用契約(以下、「本契約」といいます。)が成立するものとします。
- 3.当社は必要に応じて申込者に対する与信調査を行うものとし、与信調査の結果によって申込を拒絶するか、当社の裁量によりレンタル台数を任意に減少させた上で申込を承諾する場合があります。この場合、当社と申込者の間で、当社が定めたレンタル台数による本契約が成立するものとし、申込者は、レンタル台数の減少を理由として本契約の成立を拒むことはできないものとします。
- 4.当社は、申込者または契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込を承諾せず、または申込の承諾を撤回す

ることがあります。この場合、本契約は遡って無効となります。なお、当社は、本項に基づく撤回に起因して、申込者、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合でも、何らの責任を負わないものとします。

- (1) 当社が提供する他のサービスに違反し、その料金もしくは費用等の支払いを過去または現に怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2) 本条第3項に基づく与信調査の結果、当社または当社が指定する第三者の与信基準を満たさなかったとき
- (3) 本規約に違反し、または違反するおそれがあるとき、または過去に当社との間で締結した他の契約に関し違反した事実があるとき
- (4) 申込にあたり、虚偽の届出をしたときまたは当社の指定する書類を提出しないとき
- (5) 本製品を利用する場所の環境・管理状況により、本サービスの提供に支障をきたすと当社が判断するとき
- (6) 申込者と契約者が同一ではないとき
- (7) その他、上記各号に準ずる場合で、申込を承諾することが不相当であると当社が判断したとき

#### 第5条(契約期間)

- 1.本契約の契約期間は、本製品の納入が完了した日が属する月の翌月を起算月として36ヶ月間が経過する月までとします。
- 2.契約期間満了日の2ヶ月前までに契約者と当社のいずれからも意思表示がない場合、本契約の契約期間は、満了月の翌月を起算月として更に12ヶ月間更新されるものとし、以降も同様とします。
- 3.契約者が、第27条(本サービス利用の一時休止)に基づき本サービスの利用を一時休止した場合、当該一時休止期間は本条第1項の契約期間の算定に含まないものとします。

#### 第6条(レンタル料金の支払い)

- 1.本製品の月額レンタル利用料金(以下、「レンタル料金」といいます。)は、申込書に記載のとおりとし、利用開始日の属する月の翌月1日から利用終了日の属する月の末日まで発生するものとします。
- 2.契約者は、レンタル料金を、申込書に記載の方法に従い、申込書に記載の支払日までに支払うものとします。
- 3.振込手数料等の費用がかかる場合は、契約者が負担するものとします。
- 4.当社は、契約者から支払われたレンタル料金を、本規約に特段の規定がある場合を除き、返還しません。
- 5.契約者が当社に対するレンタル料金の弁済を怠ったときは、契約者は、当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、年14.6%(年365日日割り計算)の利率による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第7条(本製品の納入)

- 1.本製品の納入方法、納入場所、納入期日その他本製品の納入に関する一切の事項は、申込書に記載の通りとします。
- 2.当社は、納入期日までに、納入すべき数量の本製品を納入することができない場合、履行遅延の理由および変更後の納入期日について、速やかに契約者へ通知するものとします。この場合、当社は、当該変更後の納入期日までに本製品を納入できるよう最善を尽くすとともに、その進捗等を随時契約者に報告するものとします。
- 3.本製品の納入遅滞が生じた場合、当社にやむを得ない事由があるときは、当社の申出により、契約者は本製品の納期につき相当の日数の延長を認め、当社の当該遅滞に起因する責任を免責するものとします。

#### 第8条(本製品の検査)

- 1.契約者は、外観および機能の検査により、本製品の契約不適合を発見した場合、納入日から5営業日以内に、当社に通知するものとします。
- 2.当社は、前項の通知を受けた場合、当社の裁量により本製品の交換または本製品における契約不適合にかかる部分の交換その他の必要な措置を講じるものとします。
- 3.契約者は、数量確認の結果、本製品の数量不足または超過が判明した場合、納入日から5営業日以内に、当社に通知し、数量不足分の補充の請求または数量超過分を当社の費用および責任において引き取る請求をするものとします。
- 4.契約者が、本条第1項および第3項に定める期日までに、当社に対し検査結果を報告しなかった場合、納入された本製品は、当該期間の経過をもって、検査に合格したものとみなします。

### 第9条 (危険負担)

本製品の納入前に、契約者の責によらない事由により本製品に滅失または毀損が発生したときは、当社の負担とします。また、本製品の納入後に、当社の責によらない事由により本製品に滅失または毀損が発生したときは、契約者の負担とします。

### 第10条 (権利の帰属と非侵害の保証)

- 1.本サービスのうち、本製品と付属品にかかる所有権は当社に帰属します。
- 2.本製品および本ソフトウェアにかかる知的財産権は、当社または本製品の製造者等の権利者に帰属し、本サービスの利用により、契約者に譲渡され、または移転等されるものではありません。契約者は本サービスの利用において、当該権利者の権利を侵害し、または権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとします。
- 3.契約者は、本製品の製造者等の権利者の権利を侵害し、または権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとします。

### 第11条 (本製品の使用および保管)

- 1.契約者は、保守サポートに含まれる本製品のリモートメンテナンスや走行データの提供に必要な電気通信の利用環境を自らの費用と責任で調達し、管理、保持するものとします。
- 2.本製品の利用に必要な付属品は、当社が指定するものを使用するものとします。当社が指定する付属品以外を使用したことによる本製品および本ソフトウェアの不具合について、当社は何らの責任を負いません。
- 3.契約者は、当社が提示する説明書、使用マニュアル、ガイドライン、安全上のご注意、その他の指示に従い本製品を使用し、管理および保管するものとします。

### 第12条 (広告宣伝)

契約者が、本製品の広告宣伝（不特定多数に向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、テレビ、WEBなどのメディアに掲載する宣伝を指します。）を行うにあたり、当社または本製品の製造者が保有する商標等を使用する必要がある場合は、事前に当社に書面で通知し、当社の承諾を得なければならないものとします。当社の承諾なしに契約者が商標等を使用して広告宣伝を行った場合、当社は直ちに当該広告宣伝を禁止することができるものとします。

### 第13条 (禁止事項)

- 1.契約者は、本製品の利用中並びに利用終了後であっても、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
  - (1)本製品を日本国外へ持出すこと、または日本国外で利用すること
  - (2)本製品を当社に無断で第三者に貸与し、または第三者と共同利用すること
  - (3)契約者とは別の法人または個人による本製品、本ソフトウェアの使用、本製品を利用していない者による本ソフトウェアの使用
  - (4)当社が承認した目的以外で本製品、本ソフトウェアを使用すること、本製品の分解または改造など本製品の説明書・マニュアルで禁止されている方法で使用すること
  - (5)当社が承認した場所以外の濡れた床で本製品を使用すること
  - (6)本製品に故意に液体をかけたり、雪・氷・水・湿気にさらしたりすること
  - (7)当社の事前の承諾を得ずに、マッピング修正を行うこと
  - (8)商標、機体シリアルナンバー、技術認証表示などの剥離、汚損・毀損、その他判読できない状態にすること
  - (9)本ソフトウェアおよび本ソフトウェアにかかるプログラムの複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、暗号化、修正または二次的著作物の創造、データの抽出および公開をすること
  - (10)当社または本製品の製造者が保有する商標権、特許権、著作権等の知的財産その他法令上または契約上保有する権利を侵害する行為
  - (11)当社もしくは本製品の製造者の信用または権利を毀損・侵害する行為、または他人に対するいやがらせ、もし

くは誹謗中傷を目的とする行為

(12)本製品の運営または利用を妨害し、当社または本製品の製造者に対し支障を与える行為

(13)法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、その他前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為

(14)本製品の機能のうち、通訳機能（本製品に備わっているマイクで会話等の音声を認識し、本製品の画面上で同時通訳ができるものをいいます。）を、医師などによる医療行為（診察行為を含みますがこれに限りません。）に使用すること

(15)その他、当社が不適切と判断する行為

2.当社は、契約者が前項の禁止行為に該当する行為を行った場合、本契約に基づく一切の責任を免れるとともに、保守サポートを停止することができるものとします。

#### 第14条（保守・サポート）

次の各号に定めるものは保守サポートの適用対象外とします。

(1)当社が指定する使用条件等に従わずに、不適切な設置、使用、操作を行ったことによる故障・劣化・破損

(2)不正改造や分解等による故障・破損

(3)契約者が自ら修理を行ったことによる故障・破損

(4)バッテリーパック・充電器の不適切な使用による故障・破損

(5)安全負荷重量を超えて使用したことによる故障・破損

(6)付属品、消耗品および接続システムに生じた不具合や損傷

(7)契約者の都合による二次的なオンサイト展開または設置・試運転などのサービス

(8)不可抗力(地震、盗難等)による故障・破損

(9)経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品・塗装面等のへたり、劣化、錆、腐食、外観上の損傷・汚損、その他類似の事由等）

#### 第15条（マッピング修正および本製品の移設）

1.当社がマッピングを行った場合において、本製品のマッピング修正を希望する場合は、原則として当社へ依頼するものとします。

2.本製品を既存の納入場所から別の場所へ移設する場合、契約者は当社に対し、当社所定の「移設申込書」を提出することによって、本製品を移設できるものとします。移設申込書は、本製品の移設を希望する日の1ヶ月前までに当社に提出する必要があります。

3.本製品の移設は、原則として当社が行うものとします。この場合、契約者は当社に対して、移設に伴う費用(搬送費やマッピング修正費等を含みます。)を、移設申込書に定める支払方法により支払うものとします。

4.前項の定めにかかわらず、契約者が自ら本製品の搬送を行うことを当社との間で取り決めた場合、移設に伴う費用のうち、搬送費の支払いは不要とします。なお、契約者が当社に通知することなく、本製品を移設した場合は、保守サポートの保証対象外とします。

5.本製品の移設および契約者の依頼に基づき当社が行ったマッピング修正に関し、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第16条（本製品毀損時等の連絡）

1.本製品、付属品および消耗品の毀損、紛失、盗難、汚損、火災、または浸水等の事故が生じた場合、契約者は速やかに当社が指定する問い合わせ窓口に連絡するものとします。

2.前項のほか、本製品、付属品および消耗品の不具合にかかる問い合わせ、故障修理等の依頼は、当社が指定する問い合わせ窓口に連絡するものとします。（以下、前項および本項の対象となる本製品、付属品および消耗品を総称して「故障品」といいます。）

3.当社は、前二項の連絡に基づき故障品を受領した後、無償交換と有償修理等のいずれの対応になるかについて判断の上、契約者に連絡するものとします。当社は、有償修理等となる場合には、その旨および有償修理等の内容について、契約者に対して事前に説明するものとします。

## 第 17 条 (無償修理・交換)

1. 本製品について、第 8 条(本製品の検査)の検査の結果の通知を受け、当社が初期不良または自然故障に該当すると判断した場合、または当社の定める保証期間内である場合は、原則として、無償で修理もしくは本製品の本体または部品の交換対応を行います(以下、無償交換後の本製品、付属品または消耗品を「無償交換品」といいます)。ただし、第 14 条(保守・サポート)各号のいずれかに該当する場合、または第 18 条(有償修理等)に該当する場合は、この限りではありません。
2. 付属品および消耗品について、当社が初期不良に該当すると判断した場合に限り、無償で修理もしくは交換対応を行います。ただし、第 18 条 (有償修理等) に該当する場合は、この限りではありません。消耗品について、契約者が初期不良による交換を希望する場合は、付属品または消耗品の到着から 14 日以内に当社が指定する問い合わせ窓口にて申告を行うものとします。期限内に申告が行われなかった場合、当社は、理由の如何を問わず、交換対応を行いません。
3. 当社は、前二項に定める修理もしくは交換対応を、契約者からの無償交換対象品に関する交換依頼を受けた場合に限り、行うものとします。
4. 契約者は、本製品の修理もしくは交換に関し、次の事項を遵守し、予め承諾するものとします。
  - (1) 当社は、前条に定める契約者からの交換依頼の連絡(以下、「交換依頼」といいます。)を受領した時点では、有償修理等となるか否か、また有償修理等になる場合の金額につき、判断や通知を行うことはできないため、申告時点において、有償修理等が発生した場合に契約者がその修理費用を負担することに承諾した場合のみ交換が受けられることとします。
  - (2) 無償交換品の発送にあたり、取扱説明書で推奨されていないものを含む付属物等が付着していた場合、契約者の責任においてこれを取り外すものとします。なお、万が一、付属物等を取り外さずに発送した場合、当社は、契約者が、当該付属物等の所有権を放棄したものとみなします。
  - (3) 無償交換品は、故障品と同等の性能を有するものとし、交換品の使用年数および外観が同等であることを保証するものではありません。
  - (4) 無償交換品が故障品のファームウェアのバージョンと同一のバージョンではない場合または故障品の後継機へ交換する場合、故障品のファームウェアのバージョンで正常に使用できたことが、交換品では正常に動作しない場合があります。
  - (5) 故障品および無償交換品の配送については、当社指定の配送方法を採用するものとします。契約者は、故障品の配送方法の指定、および持込修理の依頼をすることはできません。
  - (6) 無償交換品を配送する際の配送費、並びに交換品を配送する際の配送費については、当社が負担します。
5. 契約者は、無償交換品について初期不良があることを発見した場合、両者協議の上で更なる交換を当社に対して請求することができるものとします。この場合、契約者は、無償交換品到着から 14 日以内に当社が指定する問い合わせ窓口にて申告を行うものとします。期限内に申告が行われなかった場合、当社は、理由の如何を問わず、交換対応を行いません。
6. 契約者は、故障品と交換品(次条の有償修理における交換品を含みます。)の交換を配送で行う場合、無償交換品を受領した日から 4 週間以内に故障品を当社指定場所へ返却するものとします。

## 第 18 条 (有償修理等)

1. 当社は、故障品を受領後、故障品の状態を確認し、次の各号のいずれかを原因とする故障または損傷であると判断した場合、原則として、有償で修理または交換等(以下、「有償修理等」といいます。)を行うことができるか検討するものとします。なお、当社が有償修理等を行うことができないと判断した場合は、速やかに契約者へ連絡するものとします。また、交換・修理・発送に伴う費用は、別途当社から契約者に請求するものとします。
  - (1) 契約者または第三者の故意または重過失もしくは法令違反
  - (2) 取扱説明書等に記載の使用方法および注意事項に反する利用
  - (3) 飛行機機内への持ち込みや、海外での利用
  - (4) 火災、水害、落雷、凍結、その他の天災等当社の責に帰すべき事由によらない場合

- (5) 当社以外の者が、修理・改造・塗装等を行った形跡があると当社が認めた場合
  - (6) 故障の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった場合
  - (7) その他契約者の責めに帰すべき事由に起因する場合
2. 当社は、契約者に対し、有償修理等が発生した場合の本製品または付属品の修理費用を請求するものとし、契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関の口座へ振込み、修理費用を支払うものとします。なお、振込みに係る手数料は、契約者の負担とします。

#### 第 19 条（問い合わせ窓口）

1. 契約者は、当社に対して問い合わせを行う場合、契約者名、対象店舗名または施設名、連絡先、問い合わせを行う担当者名等の情報を当社に対して通知するものとします。
2. 当社の問い合わせ窓口の対応時間は、次の通りとします。  
365 日 24 時間

#### 第 20 条（重大事故）

契約者は、重大事故(本製品に関して発生し、または発生するおそれのある法令違反、製品事故、誤接続、誤課金、顧客情報漏洩および脆弱性等の被害が重大な事象)が発生した場合、直ちに当社へ連絡するものとし、重大事故への対応について当社からの要請があるときは、これに応じて協力するものとします。

#### 第 21 条（アップデート）

1. 契約者は、当社がいつでも本ソフトウェアのアップデート、バージョンアップ、その他改変(以下、「アップデート等」といいます。)を行う権利を保有しており、これらの権利の行使について事前に通知されないことを承諾するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、アップデート等により、本製品の仕様、品質または機能等が変更になる場合、当社は可能な限りすみやかに、その旨および変更後の内容を、契約者に通知するものとします。ただし、契約者による本製品の通常の使用に影響を与えない軽微な変更はこの限りではありません。
3. 当社は、アップデート等の目的が、本製品に生じている問題を解決するものである場合、アップデート等の実施後の本ソフトウェアのインストール、再起動を行うよう、契約者に依頼することができるものとします。

#### 第 22 条（データ利用）

1. 契約者は、サービスの適正な運用のため、当社および当社が指定する第三者が、機体本体および本ソフトウェアの利用により得た情報(走行情報、マップ等)を閲覧、処理、保管・管理することを、あらかじめ承諾するものとし、契約者以外の利用者が存在する場合は、当該利用者に承諾させるものとします。
2. 当社は、本契約終了後も、前項の情報を匿名化したうえで保有し、利用できるものとします。

#### 第 23 条（免責）

1. 当社は、本製品に製造物責任法第 2 条第 2 項に定める欠陥がないこと、およびバグ等の瑕疵その他の不具合が存在しないことを保証しないものとします。
2. 当社は、自己の故意または重大な過失に起因する場合、または本規約に別段の定めがある場合を除き、本製品の有用性、正確性および完全性等について、明示または黙示にも一切保証をするものではなく、本製品の変更、中断、停止もしくは廃止、その他本製品に関連して発生した契約者の損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、保守サポートの内容変更、中断、停止もしくは廃止、その他本製品に関連して発生した契約者の損害（本製品に付着した汚れが走行跡に付着した場合など）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、契約者または契約者の依頼に基づき当社が行ったマッピングに従い本製品を利用した場合や、契約者が行った本製品の設定変更起因して生じた事故または契約者や第三者に生じた損害について、損害賠償責任その他一切

の責任を負わないものとします。ただし、当社がマッピングを行った場合で、当該事故または損害の発生原因が当社の故意または重過失に起因するときはこの限りではありません。

5.当社は以下の各号の事項については一切の責任を負わないものとし、契約者が自己の責任で解決するものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反した結果、契約者および第三者に生じた損害
- (2) 情報の消失等により生じた契約者の損害

#### 第 24 条（不可抗力）

- 1.天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関または仕入元の事故・破産等、その他当社の支配が及ばない事由による本契約の履行遅滞または履行不能について、当社は責任を負わないものとします。ただし、本契約の履行遅滞または履行不能が生じた場合、当社は、その旨を直ちに契約者に通知するものとします。
- 2.前項の事由が 1 ヶ月以上継続し、当社が本契約に基づく履行が不可能と判断する場合は、その旨契約者に通知したのち、当社と契約者で協議の上、本契約の解除等の措置を講じることができるものとします。

#### 第 25 条（損害賠償）

- 1.契約者は、本契約に基づく債務の履行、不履行または自己の責により本契約に違反し、当社に損害を与えた場合、当社に対し、現実生じた直接かつ通常の損害について賠償する責任を負うものとします。ただし、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、間接損害、特別損害、逸失利益、派生的損害および付随的損害については、賠償責任を負わないものとします。
- 2.当社が契約者に対して負う損害賠償の累計総額は、債務不履行（契約不適合責任を含みます）、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった申込書に基づく本契約について当社が契約者から受領済みの料金の額を限度とします。

#### 第 26 条（第三者への委託）

当社は、本契約に基づく自己の業務を遂行するため、自己の責任において第三者(当該第三者が再委託する第三者等を含み、以下、「委託先」と総称します。)に業務を委託することができます。ただし、当社は、委託先に対し、第 33 条(秘密保持)に定める当社の秘密保持義務を含めた本規約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第 27 条（本サービス利用の一時休止）

- 1.契約者は、対象店舗の長期休業(1 ヶ月以上休業する場合をいいます。)や改装(1 ヶ月以上を要する場合をいいます。)を理由として、本サービス利用の一時的な休止(以下、「一時休止」といいます。)を希望する場合、一時休止希望日の属する月の前々月末日までに当社に一時休止希望日および一時休止希望期間を通知し、当社の承諾を得るものとします。ただし、一時休止期間は 1 ヶ月以上かつ 6 ヶ月を超えない月単位で期間を定めていることとします。
- 2.当社は、前項により契約者の一時休止を承諾した場合、契約者に対し、休止期間開始日が属する月からレンタル料金の請求を停止するものとします。
- 3.当社は、本条第 1 項に基づく一時休止期間が満了した場合、満了月の翌月からレンタル料金の請求を再開するものとします。

#### 第 28 条（使用許諾および提供の停止）

- 1.当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本ソフトウェアの使用許諾および保守サポートの提供を中止することができるものとします。
  - (1) 契約者が本契約に違反したとき
  - (2) 本ソフトウェア提供に必要な第三者の役務提供（ライセンスの提供を含みますが、これに限られません。）が停止または制限されたとき
  - (3) 本ソフトウェアの提供のため当社が準備する、当社または第三者の設備の保守上または工事やむを得ないとき
  - (4) 当社または本製品の製造者等の都合により、本ソフトウェアの提供を行うことが困難になったとき

- 2.当社は、本条第1項の規定により本ソフトウェアの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3.当社は、理由の如何を問わず第31条（契約解除）第1項および第2項に基づき個別契約が終了した場合、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本ソフトウェアの提供を停止することができるものとします。
- 4.当社は、本条第1項または第2項に定めるいずれかの事由により本ソフトウェアを提供できなかったことに関して契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第29条（提供終了）

当社は、契約者に対して1ヶ月前までに通知することにより、本製品、関連製品および消耗品・付属品の提供を終了することができます。この場合、当社が定める廃止日をもって本製品の保守サポート、本ソフトウェアの提供も終了するものとします。当社はかかる保守サポート、本ソフトウェアの提供の終了によって契約者に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとします。

#### 第30条（契約の解約）

1. 契約者は、本契約の解約を希望する場合、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。
2. 契約者は、前項に基づき本契約を中途解約する場合、当社の請求に従い、契約期間の残期間分のレンタル料金に相当する額の解約違約金を支払うものとします。

#### 第31条（契約解除）

- 1.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、何ら催告をすることなしに、本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 契約者が本契約に違反した場合において、当社が相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求めたにもかかわらず、解消しなかったとき
  - (2) 財産につき差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき
  - (3) 支払不能もしくは支払停止に陥り、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算の申立てがあったとき
  - (4) 営業の廃止もしくは変更、または合併によらない解散の決議をしたとき
  - (5) 振出しまたは裏書した手形、または小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
  - (6) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
  - (7) 当社に対して虚偽の事実を告げたとき、または相手方に通知した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
  - (8) レンタル料金の支払いを滞納し、その滞納額が一定額を超過したとき
  - (9) 本製品または付属品の毀損、滅失、紛失または盗難その他の理由により本サービスの提供が困難であると当社が判断したとき
2. 前項により本契約が解除された場合、契約者が解除された本契約において有する債務は期限の利益を失うものとし、直ちに全ての債務を当社に弁済するものとします。
3. 前二項の規定は、当社から契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
4. 引渡完了からその返還までに、本製品が損傷したとき、または本製品を使用および収益することができない期間（本製品の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含みますがこれらに限られません。）が生じたときであっても、契約者は、その原因のいかんを問わず、レンタル料金の支払を拒むことができません。また、この場合において、契約者がこの契約に基づく契約者の目的を達成することができないときであっても、契約者はこの契約を解除することはできません（本製品および付属品の返却）

#### 第32条（本製品および付属品の返却）

1. 本契約が終了した場合、契約者は、契約終了日が属する月の土日を除く最終営業日から4週間以内に本製品および

付属品等の返却物一式を当社指定場所へ返却するものとします。

- 第 17 条(無償修理・交換)または第 18 条(有償修理等)に基づき、故障品の交換を配送で行う場合、契約者は、交換品を受領した日から 4 週間以内に、当社指定場所へ故障品を返却するものとします。
- 契約者は、本製品または付属品を毀損した状態で返却した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返却できない場合、損害金として 3 ヶ月分のレンタル料に相当する金額を当社に支払うものとします。

### 第 33 条 (秘密保持)

- 当社および契約者は、本契約において秘密である旨を明示して開示された相手方の情報(以下、「秘密情報」といいます。)を漏洩し、または相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約の履行目的以外に利用し、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合および契約履行の目的で委託先(第 26 条(第三者への委託)に定義します。)に開示する場合はこの限りではないものとします。
  - 開示者の開示時に既に公知であった情報
  - 開示者の開示時に既に受領者が保有していた情報
  - 開示者の開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
  - 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - 開示者から開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
- 当社および契約者は、秘密情報について、法律、規則、政府または裁判所の命令等によって、官公庁または裁判所から開示が義務付けられた場合、その目的達成のために必要最小限の範囲において、秘密情報を行政庁または裁判所に対して開示することができます。ただし、この場合、法律上許容される範囲で、事前または開示後速やかに相手方にその旨を報告するものとします。
- 本条の規定は、本契約の終了後も 3 年間は有効に存続するものとします。

### 第 34 条 (個人情報等の利用)

当社は、保有する契約者の個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護方針 (<https://www.usen-almex.jp/privacy/>)」および「個人情報の取扱いについて (<https://www.usen-almex.jp/privacy/privacy.html>)」)に基づいて適正に取り扱います。

### 第 35 条 (反社会的勢力の排除)

- 当社および契約者は、自己の代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者または本契約を代理もしくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 当社および契約者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
  - 相手方または第三者に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条各号に定める暴力的要求行為
  - 相手方または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 相手方または第三者に対する、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - 偽計または威力を用いて相手方もしくは第三者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 当社および契約者は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
- 本条第 1 項または第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、当社と契約者間で締結されたすべての契約を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。
- 前項の規定により、当社と契約者間で締結された契約を解除した場合または反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、解除された当事者は、当該解除または措置に関し生じた損害および費用の一切の請求をしないものとします。

6. 当社と契約者間で締結された契約を解除したことにより解除した当事者が損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 36 条 (残存条項)

本契約の終了後も、第 12 条 (禁止事項)、第 25 条 (損害賠償)、第 31 条 (契約解除) 第 2 項および第 3 項、第 33 条 (秘密保持)、第 35 条 (反社会的勢力の排除)、本条および第 37 条 (紛争処理) の各規定は、有効に存続するものとします。

第 37 条 (紛争処理)

本契約の準拠法は日本法とし、紛争が生じた場合は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2026 年 3 月 2 日制定

別紙

本製品の付属品、消耗品一覧

## ① ATOI

送付品	分類	数量
機体本体	本製品	1 個
充電器本体	本製品	1 個
充電ケーブル	本製品	1 個

## ② 消耗品

送付品	分類	初回数量
ヘッドカバー	消耗品	1 個
バックポケット	消耗品	1 個
バッテリー	消耗品	1 個
駆動輪	消耗品	1 個
従動輪 1	消耗品	1 個
従動輪 2	消耗品	1 個

## 別紙

## 本製品の取扱いおよび注意事項について

1. 本製品は屋内専用です。屋外では使用しないでください。屋外で使用すると、自然の要素による誤作動、故障、部品の破壊、またはその他の予期しない動作を引き起こす恐れがあります。
2. 本製品に故意に液体をかけないこと。液体が機器内部に入ったときに濡れたまま充電すると、発熱、感電、火災、けが、故障などの原因となります。また、ドリンクなどの液体が本製品に入った場合は、直ちに電源を切り、コールセンターに連絡すること。
3. 本製品を段差のある場所や傾斜面、または凸凹した床面(モザイクタイル、毛足の長さが 1cm 以上あるカーペットなど)、濡れた床では使用しないこと。本製品の動作に影響を与えることを避けるため、床面からワイヤー、液体、破片、その他の異物を取り除くこと。カメラ、センサーが正常に作動しなかったり、横転や転落により周囲の人や物などに損害を与えたりする原因となります。
4. 走行時に、不測の事態が発生した場合は責任者がすぐに対応できるようにすること。
5. 周囲温度 10° C~35° C、湿度 10%~80%の範囲で換気の良い屋内で使用すること。故障や周囲の物などに損害を与える原因となります。
6. 充電器は発熱しますので、風通しの良い場所に設置すること。また、充電器を重ねたり、物を載せたり、密閉された空間では使用しないこと。
7. スリッパの先端など床面から高さ 15cm 以下の小さな障害物(踏み台等)はセンサー検知で回避できないため、あらかじめルートから取り除くこと。またガラスやアクリル板などの透明なものは検知できません。
8. バッテリー残量が少ない状態で長時間本製品を放置すると、バッテリーの寿命が短くなったり、故障の原因になったりすることがあります。本製品を長期間保管する場合は、電源を切り、安全な場所に保管すること。また、過放電を防ぐために定期的に充電すること。
9. 本製品を任意に設置、改造、分解、修理しないこと。修理については、コールセンターに連絡すること。
10. 故障・修理の際はコールセンターへ問合せすること。現地での修理/メンテナンス対応が必要かつ可能な事象の場合は、現地技術スタッフが対応します。機体を引き上げないと対応できない事象の場合は、現地技術スタッフ判断の上、機体返送を行い、修理完了までの代替機を発送します。(代替機着荷までに数日間お時間を頂く場合があります。)
11. 鋭利なものでタッチスクリーンを傷つけたり、押しついたりしないこと。導電性物質(鍵、ペン等)がタッチスクリーンに触れないように注意すること。
12. 本製品の外装には小さな段差や引っ掛かりがある部分があります。取り扱いの際には、手や指を引っかけたりしないよう十分注意すること。
13. 本製品は防水仕様ではないため、水をかけて清掃しないこと。また、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液を使つての消毒は製品の劣化や破損を早める原因となるため、行わないこと。

以上